

# 令和5年度 こども未来局運営方針

「第5次福岡市子ども総合計画」に掲げる基本目標に沿って、関係局と連携しながら子ども施策を総合的・計画的に推進します。

## 【基本目標】

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長



## 【今年度の主な重点取り組み】

### 1 母と子の心と体の健康づくり

おむつと安心定期便を開始するとともに、産前・産後サポートの拡充及び利用者負担の軽減を行うなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施します。

### 2 身近な地域における子育て支援の充実

新たに保育所の空き定員等を活用し、未就園児の定期的な預かりや子ども食堂等のモデル事業を実施するなど、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくれます。

### 3 障がい児の支援

新たに児童発達支援等の利用者負担を軽減するほか、保育所の余裕スペースを活用した身近な地域での療育など、障がい児に対する支援体制の充実に取り組みます。

### 4 子育てを応援する環境づくり

多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の保育料無償化等を実施します。

### 5 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

虐待の未然防止・早期対応を図るため、身近な地域の里親家庭等による子どもショートステイの受け皿を拡大します。

さらに、困難を抱える妊産婦や子育て世帯への支援体制を強化し、支援が必要な妊産婦等の相談から子育てサポートまでの伴走型支援、通所・宿泊による親子関係構築のサポートを実施します。

### 6 子どもの貧困対策の推進

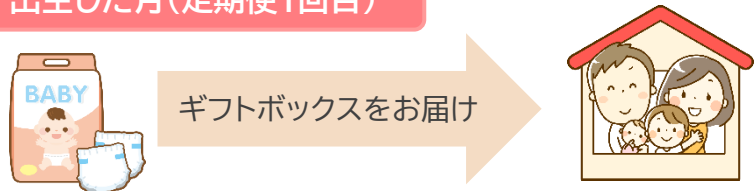
貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境をつくるため、子どもを支えるネットワークの構築や食と居場所づくり等を行う民間団体への助成の拡充を実施します。

# ① 母と子の心と体の健康づくり

## 新規 おむつと安心定期便 **政令市初**

子育て家庭の孤立化を防ぎ、安心して子育てができる環境づくりをすすめるため、0～2歳の子育て家庭を見守りながら定期的におむつ等をお届け

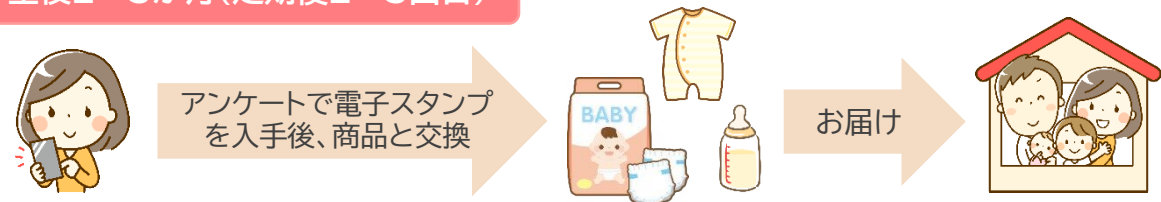
### 1 出生した月(定期便1回目)



○出生届出後、**おむつを中心としたギフトボックス**を宅配

**安心** 産婦人科での健診（産後2週間頃と1か月頃）等

### 2 生後2～3か月(定期便2～3回目)



○専用サイト登録後、子育てに関する困りごとなどのアンケートに回答し、**電子スタンプを入手**

○**電子スタンプと商品を交換**(おむつ等の複数メニューから商品を選択)し、商品は宅配

**安心** アンケートへのフォロー、乳児家庭全戸訪問(生後3か月頃)等

### 3 生後4か月～(定期便4回目以降)



○**子育てサービス等利用時**にスタッフから**電子スタンプを入手** (月1回)

○**電子スタンプと商品を交換**、商品は宅配

**安心** 子育てサービス等利用時にスタッフが声をかけ、必要に応じて支援につなぐ  
※未利用者や利用中断者には個別にアプローチする

拡充

## 産前・産後サポート事業

産後ケア事業やヘルパー派遣について、利用者負担の軽減を図るとともに、ヘルパー派遣の対象・利用回数等を拡充

### 産後ケア

母体や乳児のケア、授乳・沐浴のアドバイス等を施設や自宅で実施

#### ○利用料の軽減

宿泊型（ショートステイ）	6,000 円/日	⇒	<b>3,000 円/日</b>
通所型（デイケア）	4,000 円/日	⇒	<b>2,000 円/日</b>
訪問型	2,000 円/回	⇒	<b>500 円/回</b>

※非課税世帯は引き続き無償



### 産前・産後ヘルパー派遣

市が委託した事業者からヘルパーを派遣し、家事や育児をサポート

#### ○利用料の軽減

2,100 円/回 ⇒ **500 円/回**

※非課税世帯は引き続き無償



#### ○利用対象者の拡充

産後の利用のみ ⇒ **妊娠期からの利用**を可能に（10回）



#### ○利用期間の拡充

生後6か月未満まで ⇒ **生後1年未満まで**

#### ○利用回数の拡充

産後の利用回数 20回 ⇒

第2子以降（きょうだいが未就学児）の場合

**40回**



## 出産・子育て応援事業

妊娠時に5万円、出産時に子ども1人当たり5万円の経済的支援と伴走型相談支援を実施

## ② 身近な地域における子育て支援の充実



### 新規 保育所等の多機能化モデル事業

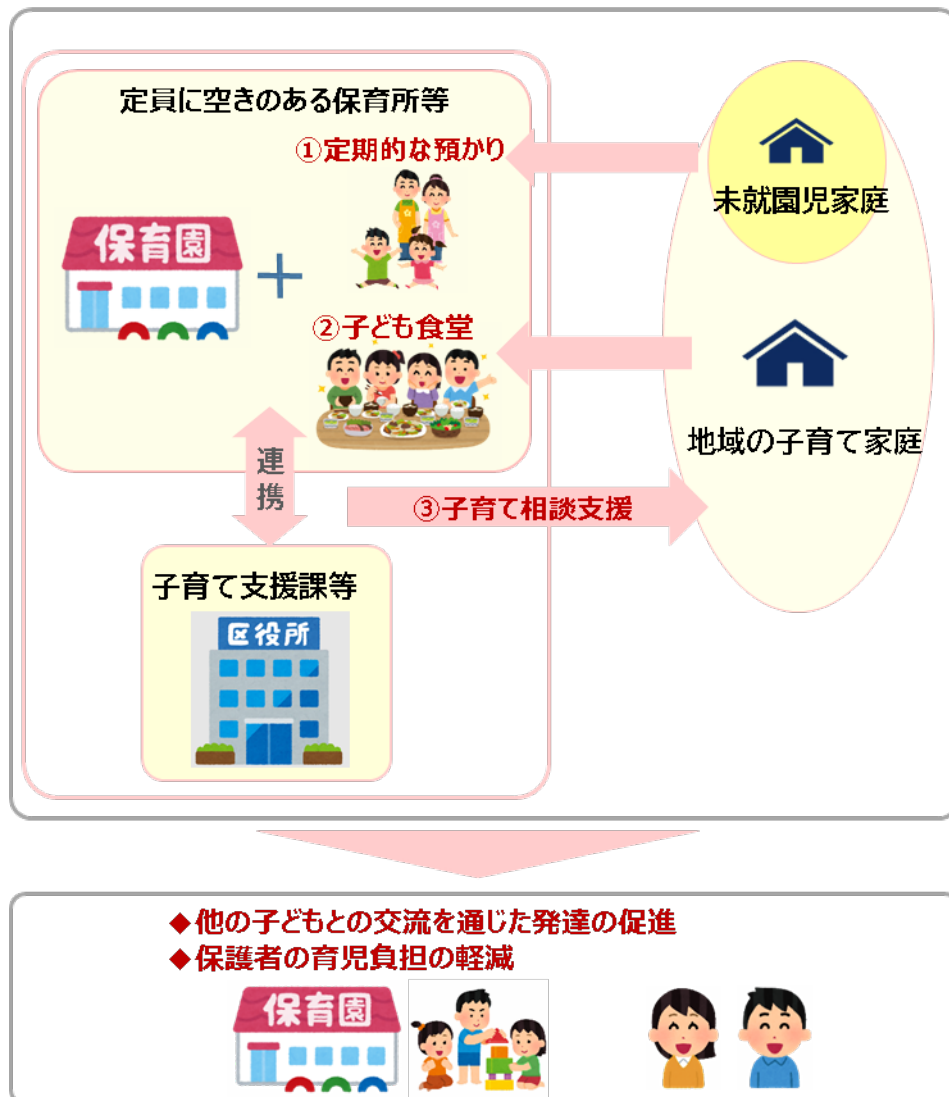
保育所の空き定員を活用し、保育所に通っていない子どもも利用できる地域の身近な子育て支援施設としての機能を拡充

#### 【空き定員を活用した多機能化の実施内容】

- ① 保育所や幼稚園等に通っていない未就園児の定期的な預かり
- ② 保育所内での子ども食堂
- ③ 各区の子育て支援課等との協力による子育て相談支援

#### 【実施イメージ】

### 地域の身近な子育て支援施設としての多機能化



### ③ 障がい児の支援

#### 拡充 障がい福祉サービスの利用者負担軽減

障がい福祉サービス等に係る利用者負担上限月額を **全員軽減**

**福岡市独自**

<p>【国基準】 保護者の収入に応じて 上限月額 <b>4,600 円～37,200 円</b> ※非課税世帯は無償</p>	➔	<p>【令和 6 年 1 月から】 保護者の収入に関係なく 未就学児：一律 <b>無償化</b> 学 齡 期：上限月額 <b>3,000 円</b> ※非課税世帯は引き続き無償</p>
--	---	--

- 【対象サービス】**
- 未就学児
    - ・児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援
    - ・障がい児入所支援
    - ・居宅介護<sup>※</sup> ・ 短期入所<sup>※</sup> ・ 日中一時支援<sup>※</sup>
    - ・移動支援<sup>※</sup> など
  - 学齢期（上限月額の範囲内で複数サービスの利用可能）
    - ・放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援
    - ・居宅訪問型児童発達支援 ・ 障がい児入所支援
    - ・居宅介護<sup>※</sup> ・ 短期入所<sup>※</sup> ・ 日中一時支援<sup>※</sup>
    - ・移動支援<sup>※</sup> など

※福祉局所管のサービス



#### 拡充 子どもの発達支援体制の構築モデル事業

「未就学の障がい児への療育」と「保護者の就労」を支援するため、身近な療育の場として **保育所の余裕スペースを児童発達支援事業所として活用**するモデル事業を実施

**<在園児>**



# ④ 子育てを応援する環境づくり

## 新規 第2子以降の保育料無償化

保育所(認可外含む)や幼稚園に通う第2子以降の児童の保育料を無償化

### 0～2歳児の保育料

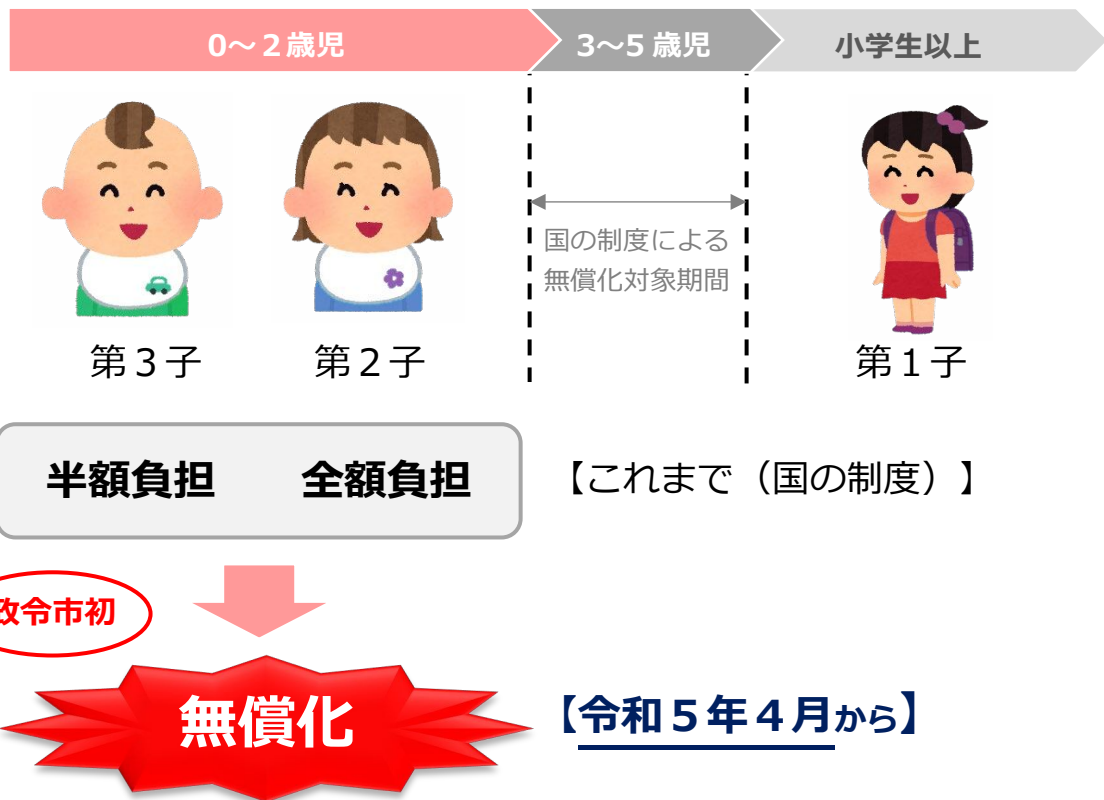
【これまで（国の制度）】

- ・ 無償の対象は非課税世帯のみ
- ・ きょうだいと同時入所の場合のみ減額

【令和5年4月から】

- ・ 保護者の収入に関係なく **全世帯**が対象
- ・ きょうだいの年齢に関係なく **第2子以降の全ての児童**の保育料を無償化

【第2子以降の保育料無償化イメージ：認可保育所入所の課税世帯】



## 拡充 物価高騰対策支援事業

保育所等に対して、給食に係る食材料費の価格高騰相当分を支援

## ⑤ 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

拡充

### 妊産婦等相談・生活支援事業

特に支援が必要な妊産婦等の相談、訪問や母子入所での生活支援、就労支援まで  
伴走型で実施

新規

### 親子関係づくりサポート事業

乳児院において、親子の愛着形成や良好な関係づくりを促す親子宿泊型の訓練や  
通所プログラムを実施

拡充

### 子どもショートステイ事業の拡充

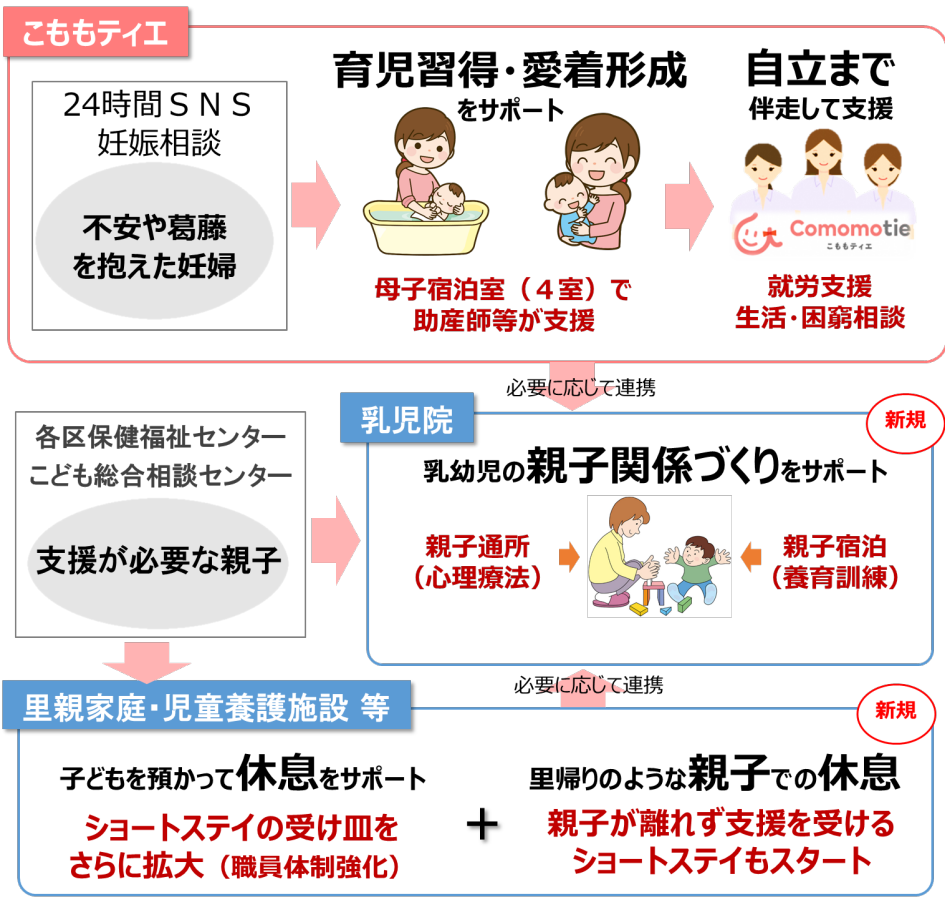
#### 子どもショートステイ事業

受入施設の体制強化や里親ショートステイの拡充により受け皿を拡大

#### 親子ショートステイ事業

里親家庭や児童養護施設において、親子宿泊による育児や休息のためのサポート  
を新たに実施

### 親子サポートを拡大し、子育ての困難化や児童虐待を予防



## ⑥ 子どもの貧困対策の推進

### 拡充 子どもの食と居場所づくり支援事業

子どもの食と居場所づくりを行う民間団体に対する助成の拡充及び開催場所等に係る情報提供、広報強化等を実施

#### 助成（補助金）の拡充

団体の活動を  
手厚く支援！

子どもの食と居場所づくり活動を行う団体への助成を拡充

#### ○5年目以降の補助率

活動年数に関係なく  
3分の1 → **3分の2**

#### ○運営費の補助上限額

開催頻度に応じて  
10~40万円 → **15~60万円**

#### ○補助年限

当面  
最長8年 → **適用しない**

#### ○補助対象の活動

- ・食事の提供と居場所づくり
- ・**フードパントリー（食料等無料配布）**



#### 開催場所等に係る情報提供

新規

開催場所や食材保管の場所を広く募集しマッチング



#### ホームページ等を活用した広報強化

活動を行う団体や寄付の受入れに関する情報を発信

